埼玉県米粉利用食品推進連絡会申し合わせ事項

平成25年5月15日改正

1. 目的

埼玉県内の地産地消並びに県産米の消費拡大等をより一層推進する観点から、米穀の新たな需要拡大に繋がる「米粉利用食品」について、関係者間の情報交換や利用促進を目的とする。

2. 運 営

- (1) 関東米粉食品普及推進協議会埼玉県選出理事を、埼玉県米粉利用食品 推進連絡会の会長とする。
- (2) 事務局は、暫定的に関東農政局内に置き連絡調整を行う。
- (3) 調理実演会等実費については、参加者負担とする。
- (4) 会長は、必要に応じ、会計事務にあたる。

3. 活動内容

- (1) 各団体の米粉利用促進の取り組みに対する情報交換並びに情報発信。
- (2) 各種イベントにおいて米粉の普及推進。
- (3) 米粉利用食品の調理実演会の実施。

4. 会員資格

会員が、JAS法(農林物資の規格化等に関する法律)等関係法令に違 反した場合は、違反の事実が公になった日から起算して3ヶ月の間、会員 資格を停止することとし、具体的には以下のとおり対応する。

- (1) 埼玉県米粉利用食品推進連絡会としての取組への参加停止。
- (2) 関東農政局ホームページ掲載事項の削除。
- (3) 関東米粉食品メールマガジンへの掲載停止。